

第2期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）

平成29年3月策定

山 梨 県

目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
	(1)管理地域区分	2
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	4
	(1)現状	4
	ア 生息環境	4
	イ 生息動向及び捕獲等の状況	5
	(ア)生息動向	5
	(イ)捕獲等の状況	14
	ウ 被害等及び被害防除状況	16
	(ア)被害等の状況	16
	(イ)被害防除の状況	19
	(2)管理の目標	20
	(3)目標を達成するための施策の基本的考え方	20
	ア 計画的対象区域での施策	20
	(ア)計画対象区域のゾーニング	20
	(イ)個体数調整の計画作成	22
	(4)計画対象地域ごとの管理方針	23
	ア 農林業ゾーン	23
	(ア)管理方針	23
	(イ)実施事業	23
	イ 共生ゾーン	23
	(ア)管理方針	23
	(イ)実施事業	23
	ウ 生態系保全ゾーン	24
	(ア)管理方針	24
	(イ)実施事業	24
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	24
	(1)狩猟	25
	ア メスジカの優先捕獲	25
	イ 特例休猟区制度の適用	25

ウ	狩猟期間の延長	2 5
エ	捕獲頭数の制限緩和	2 5
オ	くくりわなの輪の直径の規制緩和	2 5
(2)	有害鳥獣捕獲	2 5
(3)	管理捕獲	2 6
ア	農林業被害軽減目的の管理捕獲	2 6
イ	自然植生回復目的の管理捕獲	2 6
ウ	指定管理鳥獣捕獲等事業	2 6
(4)	新たな捕獲手法の検討・担い手の育成	2 6
(5)	捕獲個体の処理	2 6
7	第二種特定鳥獣の生息環境に関する事項	2 6
(1)	生息環境の保護	2 6
(2)	生息環境の整備	2 7
ア	森林整備による生息環境整備	2 7
イ	生息環境整備と個体数調整の一体的実施	2 7
ウ	個体数増加の防止	2 7
8	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	2 7
(1)	被害防止対策	2 7
ア	農林業被害対策	2 7
イ	自然環境に対する被害対策	2 7
ウ	地域での自立のかつ総合的な取り組みの促進	2 7
(2)	モニタリング等	2 8
ア	生息状況	2 8
イ	被害及び自然植生の回復状況	2 8
ウ	捕獲状況及び個体群特性	2 8
(3)	計画の実施体制	2 8
ア	検討会及び協議会の設置	2 8
イ	役割分担	2 9
ウ	評価	2 9
(4)	普及啓発・広報活動	2 9
(5)	関係都県等との連携	2 9
(6)	その他	3 0
	参考資料	3 2

1 計画策定の目的及び背景

本県では、ニホンジカの増加による森林生態系への影響の深刻化、農林業被害の恒常化を踏まえ、平成17年3月に特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、メスジカの狩猟解禁をはじめとした個体数管理、被害防除対策、生息地管理などを組み合わせた総合的な保護管理事業を実施することとした。

その後、平成18年8月に計画を変更し、個体数調整のための捕獲の実施や狩猟期間延長、狩猟での一人一日1頭の捕獲制限の一人一日2頭への緩和(メス2頭若しくはメス1頭オス1頭)など対策を強化した。

計画期間満了に伴い、平成19年度から第1期変更期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)、平成24年度から第2期特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を策定し、狩猟での一人一日2頭の捕獲制限の解除などを実施し、引き続き、被害防除対策、個体数調整、生息環境整備等の事業を多様な実施主体により総合的に講じるとともに、モニタリングによる科学的な評価に基づく保護管理事業を推進してきた。

こうした中、国では平成25年12月に抜本的な鳥獣捕獲強化対策を策定し、本州以南のニホンジカについて、平成35年度までに半減させる目標を設定するとともに、平成26年5月に改正した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)の法の目的に鳥獣の管理(鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ又はその生息範囲を縮小させること)を加え、特定計画の見直しを行った。

この法改正に併せ、平成27年5月に、ニホンジカの管理を推進するため、第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定し、国と同様に本県においても、平成35年度までにニホンジカを半減させる目標を設定し、目標達成のため取り組みを進めてきた。

引き続き、科学的・計画的な管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として、法第7条の2第1項の規定に基づき、第2期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画を策定する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ(以下、「シカ」という。)

3 計画の期間

法令上の理由から、上位計画である第12次鳥獣保護管理事業計画を勘案し、次のとおりとする。

平成29年4月1日～平成34年3月31日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

シカの分布は全県的に認められることから、管理が行われるべき区域は県内全域とする。

(1) 管理地域区分

これまでの種々の調査の結果、本県に生息するシカの生息状況は全県一様ではなく、被害状況等も地域により異なっている。したがって各地域の実態に応じた管理を進めるため、シカ生息地の地形的特徴、シカの生息状況や農林業被害の発生状況に基づき、シカの分布域を次の三つの地域に区分する。

○南アルプス地域

韮崎市、南アルプス市、北杜市（旧白州町、旧武川村）、早川町、身延町（旧下部町を除く）、南部町、富士川町を含む地域

○八ヶ岳・秩父山地地域

甲府市（旧中道町、旧上九一色村を除く）、山梨市、甲州市、大月市、甲斐市、北杜市（旧白州町、旧武川村を除く）、上野原市（旧秋山村を除く）、中央市（旧豊富村を除く）昭和町、小菅村、丹波山村を含む地域

○富士北麓・南都留地域

富士吉田市、都留市、笛吹市、上野原市（旧秋山村）、中央市（旧豊富村）、市川三郷町、身延町（旧下部町）、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町を含む地域



図1 シカ管理の地域区分
(市町村界区分【合併前】)

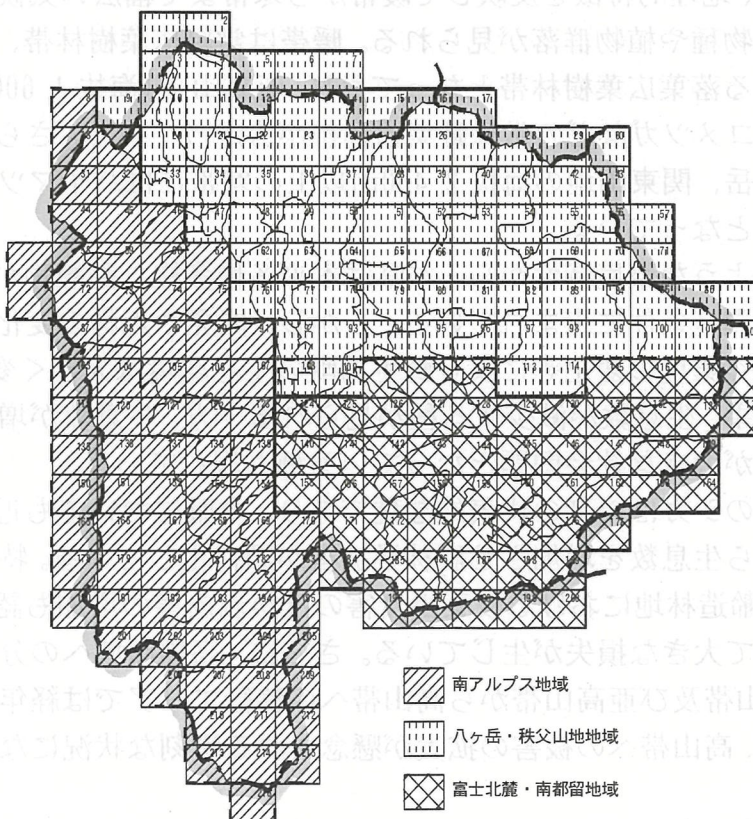


図2 シカ管理の地域区分
(メッシュ区分)

5 第二種特定鳥獣の管理の目標

(1) 現状

ア 生息環境

本県は日本列島のほぼ中央に位置している(東端東経 139 度 08 分 04 秒(上野原市)～西端東経 138 度 10 分 49 秒(南アルプス市)、南端北緯 35 度 10 分 6 秒(南巨摩郡南部町)～北端北緯 35 度 58 分 18 秒(北杜市))。

地形は、甲府盆地を中心に、北東部に秩父山地、西部には南アルプス(赤石山地)、南北に巨摩山地が連なり、北部に八ヶ岳、茅ヶ岳が広い裾野を広げている。南部には静岡県境をまたぐ富士山(3,776m)と、その北側に御坂山地が、東には神奈川県境をまたぐ丹沢山地が続いている。

また、代表的な河川として、駿河湾に注ぐ富士川水系の釜無川、笛吹川、相模湾へ注ぐ相模川水系の桂川が流れている。また、東京湾に注ぐ多摩川水系の丹波川、小菅川がある。

県土面積は 4,465 km²でわが国の総面積の 1.2%にあたり、県土の 77.8%は森林で占められ、その 44.2%が人工林である。また、森林面積の 58.1%が保安林に指定されている。森林に続く土地利用形態は農用地が 5.4%、宅地が 4.2%、道路が 2.6%、水面・河川・水路が 2.1%で、その他が 7.9%となっている。

植生は、地理的特徴を反映して暖帯から寒帯まで幅広い気候帯を持つため多様な植物種や植物群落が見られる。暖帯は常緑広葉樹林帯、温帯はナラを代表とする落葉広葉樹林帯となっており、亜高山帯(海拔 1,600mから 2,400m)にはコメツガなどの常緑針葉樹林帯が広がっている。さらに、南アルプス、八ヶ岳、関東山地の海拔 2,400m以上の寒帯にはハイマツがあり高山植物の宝庫となっている。

以上のような環境特性から、本県は本来多種多様な動植物が生息・生育できる自然環境条件に恵まれている。しかし、開発や森林の変化、中山間地域を取りまく環境の変化等により野生鳥獣の生息環境は大きく変化した。

その結果、生息数が減少する種が見られる一方、生息数が増加し人間活動との軋轢が大きな社会問題となっている種も現れている。

本計画のシカは後者の代表的な種であり、本県においても近年、分布を拡大しながら生息数を増加させ農林業被害が顕在化している。特に林業においては、幼齢造林地における枝葉摂食害のほか剥皮害の増加も認められ、生産者にとって大きな損失が生じている。さらに、高標高域への分布の拡大により、亜高山帯及び亜高山帯から高山帯への移行エリアでは経年的な採食圧が認められ、高山帯への被害の拡大が懸念される深刻な状況になってきている。

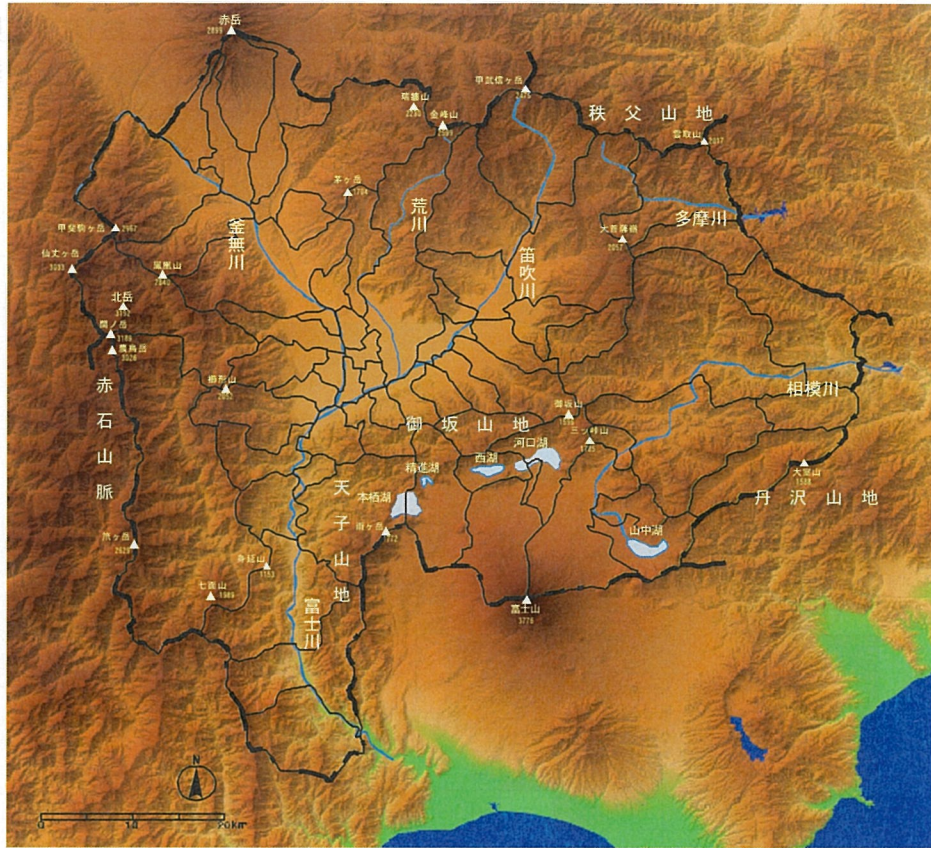


図3 山梨県の地形概要

イ 生息動向及び捕獲等の状況

(7) 生息動向

a 生息分布

シカの生息分布状況については、平成12年度までの既存資料（山梨県森林総合研究所 2001）に平成13年度から平成27年度の出猟カレンダー調査による目撃情報を加え、現在のシカ分布を推定している。

平成13年度から平成23年度に新たにシカの分布情報が得られたメッシュは58メッシュであり、この10年程度の間にもシカの分布は急激に拡大し、人による土地利用度の高い甲府盆地や冬季に積雪の多い高標高地帯など、従来シカの生息に適さないと考えられていた環境にもシカの生息域が拡大している。

平成23年度新たにシカが目撃情報が得られた1メッシュ（県域の北西角のメッシュ番号3）以後、平成24年度から平成27年度に新たに分布情報が得られたメッシュはなかった。

県境部の高標高域を除き、分布拡大の余地はほとんどなくなったと考えられる。なお、平成23年度までにシカの分布が確認された地域は、県全体216メッシュのうち213メッシュと全体の98.6%を占めるに至っている。残る3

メッシュ（メッシュ番号109、206、216）は県境に位置しており、本県側の面積が狭く、かつ高標高の地域であり、捕獲を実施していないか、情報を得ることが困難な地域と考えられる。

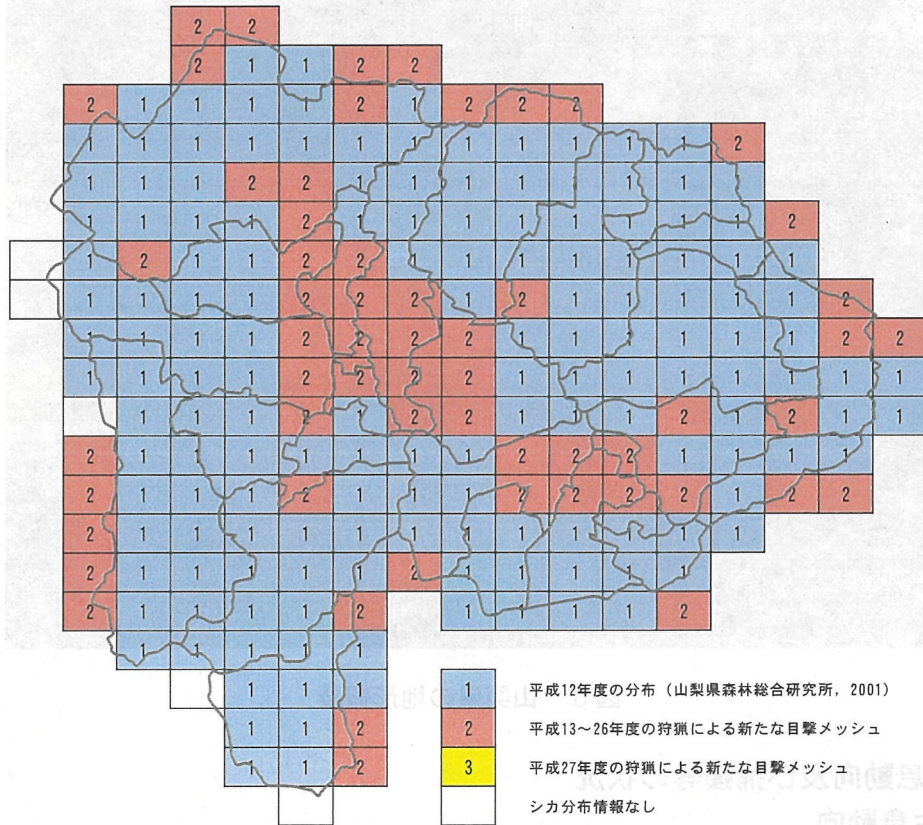


図4 シカの分布拡大状況
 （山梨県森林総合研究所（2001），出猟カレンダー調査（H13-H27）による）

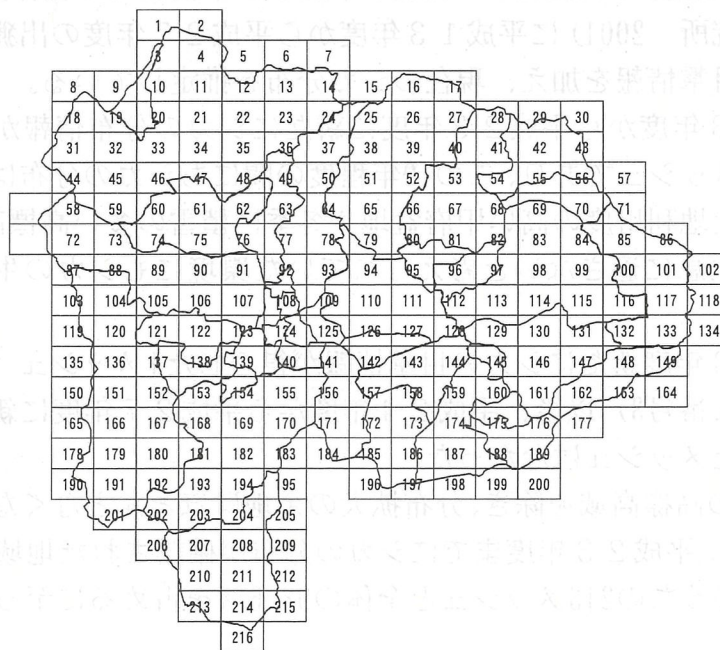


図5 メッシュ番号